

保険・補償制度

万一事故の場合でも、下記の限度額の範囲で保険金が給付されます。

対 人 補 償	1名限度額	無制限
対 物 補 償	1事故限度額	無制限:免責額10万円
車 両 補 償	1事故限度額	時価額:免責額10万円
人 身 障 害	1名につき	3,000万円
搭 乗 者 障 害	1名につき	500万円 部位別払い

※補償限度額を超える損害金については、お客様の負担となります。

※損害保険又は補償制度の免責事項に該当する事故の場合については、お客様の負担となります。

※警察および当社営業店(営業所)に届出のない事故、貸渡後に無免許・酒気帯び運転等のお客様が貸渡約款に違反した場合については、借受人は損害保険および当社の補償制度による損害を補償が受けられないことがあります。

※詳しくは「[ご利用規約](#) [貸渡約款](#) [第7章 賠償及び補償](#)」をご覧ください。

免責補償制度 **【ワイド補償】**

万が一、事故が起きた場合でも免責額の支払いを免除できる、任意でご加入いただく制度です。

2,100円/日 (税込) ※レンタル期間中の途中加入・途中解約はできません。

レンタカーペレーションチャージ及び保険・補償制度適用について

万一、事故・盗難・故障・汚染等を起され車輛の修理・清掃が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額を修理・清掃期間に関わりなく御負担いただきます。

レンタカーを予定の店舗に返還された場合（自走可能な場合）	30,000円
レンタカーを予定の店舗に返還されなかった場合（自走不可能な場合）	50,000円

※ 免責補償制度とは異なりますのでご注意ください

▼保険・補償制度適用について

下記の内容に該当して発生した事故については、損害保険及び補償制度が受けられないことがあります。

- ・事故現場から警察への届けを怠った
- ・事故現場からキークエストレンタカーへの連絡を怠った
- ・運転中、シートベルトをしていなかった（全席及びチャイルドシートを含む）
- ・飲酒及び酒気帯運転
- ・薬物等による錯乱状態での運転
- ・定員オーバー
- ・スピードの出し過ぎ
- ・無免許運転
- ・無断延長時
- ・相手との示談
- ・借受人及び副運転者以外の運転
- ・海岸、河川敷、林間等の車道以外での走行
- ・各種テスト、競技での使用
- ・お客様の所有、使用、管理する車輛等との事故
- ・タイヤの損傷及びパンク
- ・室内装備
- ・意図的な操作ミス
- ・キークエストレンタカー貸渡約款の条件に違反